

新潟市への  
Uターン・Iターンを  
考えている方へ

テレワーク移住を  
考えている方へ

新潟市移住支援金交付事業

# 東京圏 埼玉 千葉 東京 神奈川 から 新潟市へ移住で

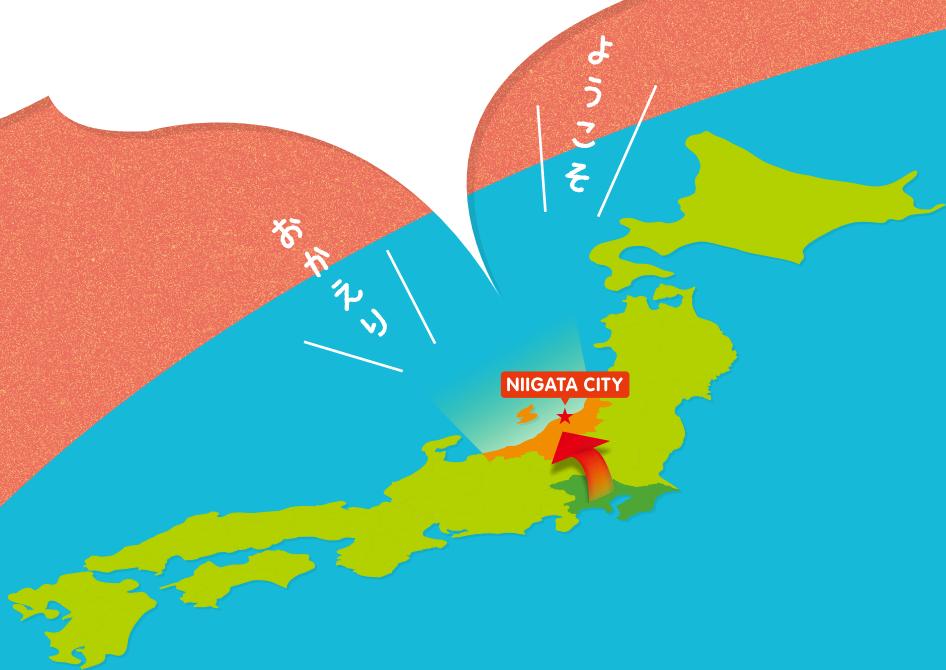
100 万円  
交付

最大

2人以上の世帯は100万円、単身者は60万円の交付。

U·TURN  
I·TURN

対象要件は裏面を  
ご確認ください



以下の要件を満たす移住で

# 最大100万円の交付

## 1. 移住元に関する主な要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上、東京23区内に在住** 又は**東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤**していたこと

かつ

- 住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京23区内に在住** 又は**通勤**していたこと

※条件不利地域一覧 【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町／【千葉県】館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町／【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村／【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村  
令和3年3月3日以降の移住者について、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

## 2. 転入先に関する主な要件

- 1 移住支援金の申請時に、新潟市に住民票を移して**転入後3か月以上1年以内**であること
- 2 移住支援金の申請日から5年以上、新潟市に継続して居住する意思があること など

※申請日から**3年未満**で新潟市から転出した場合、移住支援金の**全額返還**が求められます。

※申請日から**3年以上5年以内**で新潟市から転出した場合、移住支援金の**半額返還**が求められます。

## 3. 仕事等に関する主な要件

令和3年3月2日までの移住者: 就業 または 起業 の要件を満たすこと

令和3年3月3日以降の移住者: 就業 専門人材 起業 テレワーク 関係人口 のいずれかの要件を満たすこと

### 就業の場合

- 1 就業先が、新潟県の「企業情報ナビ」内のマッチングサイトに**移住支援金の対象として掲載している求人**で**新規雇用**であること
- 2 **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、**申請時において連続3か月以上在職**していること
- 3 当該法人に、移住支援金の申請日から**5年以上、継続して勤務する意思**があること など

「企業情報ナビ」内マッチングサイト



<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

### 専門人材の場合

- **プロフェッショナル人材事業** 又は**先導的人材マッチング事業**を利用した**就業**で**新規雇用**であること
- **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて就業し、**申請時において連続して3か月以上在職**していること
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から**5年以上、継続して勤務する意思**を有していること
- **目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提**でないこと など

### 起業する場合

- 新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の**交付決定を受けて1年以内**であること

### テレワークの場合

- 所属先企業等からの命令ではなく、**自己の意思により移住**した場合であって、**移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと** など

### 関係人口の場合

- 新潟市に住民票を移す直前**1年以内**に、以下のイベントいずれかに参加したこと
  - ▶ 本市が首都圏で開催する移住セミナー
  - ▶ 本市が開催する移住者交流会
  - ▶ 本市が関係人口創出事業に認定した事業

※ 就業の場合 または 専門人材の場合 は、申請日から**1年以内**に支援金の対象の職を辞した場合、移住支援金の**全額返還**が求められます。

上記の要件を満たした場合に限り、**2人以上の世帯は100万円、単身者は60万円**の交付があります。

※申請書の受付は、各年度4月～2月(3月は申請不可)

※上記以外の要件については、ホームページにてご確認ください。 [https://iju.niigata.jp/news/7399\\_ijushienkin](https://iju.niigata.jp/news/7399_ijushienkin)

上記要件に該当しない方でも、要件を緩和した移住促進特別支援金があります。ホームページにてご確認ください。 <https://iju.niigata.jp/>

このチラシについての  
お問い合わせ

新潟市 雇用政策課新潟暮らし推進室 ☎025-226-2149

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5F [メールアドレス] kurashi@city.niigata.lg.jp

事業の詳細・申請書の  
ダウンロードは  
こちらから

